

山梨県教育委員会教育長 殿

令和7年度県立高等学校等1人1台端末購入支援事業給付金受給申請書

次の要件を全て満たすので、関係書類を添えて申請します。

- 山梨県内に在住していること。
- 次の①～③のいずれかに該当していること。（令和5年分の所得に対する課税状況（令和6年度の課税状況）で判断します。）
 - ①生活保護受給世帯
 - ②保護者等全員の県民税所得割額及び市町村民税所得割が非課税の世帯
 - ③保護者等全員の「市町村民税の所得割の課税標準額×6%－税額調整額（市町村民税相当分）」（概ね市町村民税所得割額に相当）の合計が51,300円未満の世帯
- 令和7年3月13日（当初の入学許可予定者説明会（合格発表）の開催予定日）以後、高等学校等の授業で使用する端末を購入したこと。
- 過去に当該給付金を受給していないこと、又は、過去に受給した場合は受給後3年以上経過していること。
- その他、この申請書の記載内容は、事実と相違ないこと。

【申請者について】

申請者住所 (保護者等住所)	〒 山梨県	ふりがな	
		申請者氏名 (保護者等氏名)	印
高校生等との関係 (いずれかに○)	親権者 ・ 未成年後見人 ・ 未成年後見人である里親 ・ 主たる生計維持者 ・ 生徒本人 ・ その他 ()		
電話番号	() —		

【申請金額について】

端末購入金額(A)	円			※「端末購入金額(A)」の欄は県教育委員会が紹介するECサイトにおける購入金額(令和7年度59,950円)を上限とします。
他の制度による支援措置金額(B)	円			
支援制度名				※「他の制度による支援措置金額(B)」は、生活保護制度・生業扶助、特別支援教育就学奨励費補助金・ICT機器購入費、児童入所施設措置費等国庫負担金・特別育成費など、端末購入に対し直接支援を受けられる制度について記載してください。
区分	生活保護受給世帯・県民税及び市町村民税所得割非課税世帯	「市町村民税の所得割の課税標準額×6%－税額調整額」の合計が51,300円未満の世帯		※市町村から本制度と同趣旨の支援を受ける場合は、県と市町村の支援の合計が本来の給付額となるよう、県支援額を調整します。
給付割合	10/10	1/2 (1台目)	2/3 (2台目)	←いずれかに○を付けてください。
2/3の場合のみ記載	令和 年度入学	高校・氏名		←世帯購入2台目以降の場合、1台目の生徒について記載してください。
申請金額(C) [(A)-(B)]×給付割合	円			[(A)-(B)]の額に次の割合を乗じた額を記載してください。 1) 生活保護受給、県・市町村民税等所得割非課税世帯→10/10 2)「市町村民税の所得割の課税標準額×6%－税額調整額」の合計が51,300円未満の世帯で、 2)-1 世帯で購入する県立学校用端末が1台目→1/2 2)-2 世帯で購入する県立学校用端末が2台目以降→2/3

【対象となる高等学校等に通う高校生等について】

ふりがな			生年月日	昭和 平成	年	月	日
高校生等氏名							
現在 在学 する 県立 学校 等	学校の名称	山梨県立 学校					
		学校の種類・課程・学科：					
	入学・転入学 年月日	令和 年 月 日					

I 受給資格の認定について

次の1、2のいずれか該当する□にレ印を付けてください。

- 1☐ 高等学校等就学支援金は自己情報取得(API連携)、または課税証明書により申請をしており、取得した課税情報または提出した課税証明書を県立高等学校等1人1台端末購入支援事業給付金の受給資格の認定において、確認することを希望します(課税証明書等の提出は不要)。
- 2☐ 1に該当せず、県立高等学校等1人1台端末購入支援事業給付金の受給資格の認定を受けるため、保護者等の状況についての書類を提出します(課税証明書等の提出が必要)。

II 受給資格の認定書類について(「I 受給資格の認定について」で2を選択した方のみ)

次の1、2のいずれかの書類を提出してください(該当する□にレ印を付け、書類を第2号様式 添付書類その2に貼付)。

- 1☐ 生活保護受給世帯の方
○福祉事務所長が発行する生活保護受給証明書の写し
保護者全員の①県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯、又は、②「市町村民税の所得割の課税標準額×6%－税額調整額(市町村民税相当分)」(概ね市町村民税所得割額に相当)の合計が51,300円未満の世帯の方
○(1)～(2)のうち該当する□にレ印を付けてください。
- 2☐

(1) 課税証明書等を提出します。

①	☐	親権者(両親) 2名分
②	☐	親権者 1名分 (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。) ・支給年度の4月1日現在、離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 等
③	☐	未成年後見人 () 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者) 1名分 ※生徒との関係性を確認するため、参考資料として住民票謄本を提出してください。
⑤	☐	生徒本人 ※参考資料として住民票謄本を提出してください。 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、生徒本人が成人に達している場合 等

(2) 次の理由により、課税証明書等を提出しません。

☐	○所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、生徒本人は未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
--------------------------	---

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄((2) にレ印を付けた場合は不要です。)

氏名		生徒との続柄
(ふりがな)		
生年月日	年 月 日	

氏名		生徒との続柄
(ふりがな)		
生年月日	年 月 日	

上記保護者等の前年の1月1日現在の市区町村までの住所(日本国内に住所を有していない場合には、支給対象とはなりません。)

都道 府県	市区 町村
----------	----------

都道 府県	市区 町村
----------	----------

記入上の注意

【申請金額について】の欄は次によって記入してください。

- イ 「端末購入金額(A)」欄は、入学許可予定者説明会（合格発表）以後、販売事業者から高等学校等の授業で使用する端末を購入した金額を記入してください。ただし、入学生を対象に県教育委員会が紹介する端末購入サイトでの販売価格（令和7年度59,950円）が上限になります。
- ロ 「他の制度による支援措置金額(B)」欄は、他の制度により端末購入に対する補助等を受けている場合は、その支援額を記入してください。
 （補助等を受けられる可能性のある他の制度）
 ・生活保護制度・生業扶助
 ・特別支援教育就学奨励費補助金・ICT機器購入費
 ・児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）による措置費等のうち特別育成費
 ※支援の対象となるかはそれぞれの事業担当に確認いただくようお願いします。
- ハ 市町村から本制度と同趣旨の支援を受ける場合は、県と市町村の支援の合計が本来の給付額となるよう、県支援額を調整します。
- ニ 「申請金額(C)」欄は、(A)欄の金額から(B)欄の金額を差し引いた金額に次の割合を乗じた額を乗じた額を記載してください。
 1) 1)生活保護受給、県民税及び市町村民税等所得割非課税の世帯 10/10
 2) 「市町村民税の所得割の課税標準額×6%－税額調整額」の合計が51,300円未満の世帯で、
 2)-1 世帯で購入する県立学校用端末が1台目 1/2
 2)-2 世帯で購入する県立学校用端末が2台目以降 2/3
 ※2)-2の場合（世帯で購入する端末が2台目以降）は、1台目の生徒の「入学年度・高校名・氏名」を記載してください。
- ホ ①購入金額、②購入物品、③購入日、④購入相手がわかる領収書の原本を、「第2号様式添付書類その1」に貼り付けてください。

【対象となる高等学校等に通う高校生等について】の欄は次によって記入してください。

- イ 高等学校等（高等学校専攻科の場合は高等学校等卒業後に最初に進学する専攻科）へ入学又は転入学する年月日を記入してください。
- ロ この様式において「高等学校等」とは、県立の高等学校、特別支援学校高等部を言います。
- ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③特別支援学校高等部」、「④「高等学校専攻科」の別を記入してください。

【「Ⅱ 受給資格の認定書類について」－「2 県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯、又は、保護者等全員の「市町村民税の所得割の課税標準額×6%－税額調整額(市町村民税相当分)」（概ね市町村民税所得割額に相当）の合計が51,300円未満の世帯の方」】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

- ロ (1)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
- (1)②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当
- ハ (1)①又は③に該当するときは、課税証明書等、又は「第2号様式 添付書類その2」に保護者全員の個人番号カードの写し等を添付し、提出してください。課税証明書等は、①市町村が発行する課税証明書(課税標準額・税額控除額が記載されているもの)、又は②市町村民税民税の特別徴収税額の決定の写し、など、課税標準額が記載されている書類を提出してください(市町村民税所得割額だけの記載のものは不可です)。
- ニ (1)④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者(医療保険各法(注)における扶養者等)1名分の課税証明書等を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者との関係性を確認する参考資料として住民票謄本を添付してください。

(注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第2号様式 添付書類その1（領収書）【表面】

端末購入の領収書（ECサイトで購入した場合は購入画面からダウンロードできる領収書）の原本（①購入金額、②購入物品、③購入日、④購入相手がわかるもの）を貼り付けてください。（携帯電話の購入画面や購入確認メールの印刷不可）

※貼付スペースが不足する場合は裏面・別紙に貼付してください。

第2号様式 添付書類その1（領収書）【裏面】

※ 表面で貼付スペースが不足する場合はこちらに貼付してください。

第2号様式 添付書類その2（受給資格の認定書類・1枚目）【表面】

個人番号カード（写）等貼付台紙兼同意書

山梨県教育委員会教育長 殿

県立高等学校等1人1台端末購入支援事業給付金認定申請のため、個人番号を提出します。また、本給付金事務を処理するために前年度の地方税関係情報を取得することに同意します。

令和 年 月 日

保護者等氏名 印

注）保護者等全員分を提出してください（保護者等が2名いる場合は2枚必要になります）。

個人番号確認書類	個人番号	保護者等の 個人番号カード（裏面） 写し貼付欄 《通知カードは原則として使用できません。》 ただし、（注）に該当する場合は使用できます。
	氏名	
	生年月日	
	（西暦） 年 月 日	
身元確認書類	保護者等の 個人番号カード（表面）又は運転免許証等※ コピー貼付欄 ※官公署発行・発給の写真付き証明書等の場合は1つ（運転免許証、旅券等） 官公庁発行の写真なし証明書等の場合は2つ（公的医療保険の被保険者証と年金手帳等） 詳細は裏面をご確認ください。	
備考		

(注)通知カードの記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）を変更すべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合、または、デジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）以前に通知カードの変更手続が完了している場合に限り、個人番号カードの写しの代わりに通知カードの写しを添付することができます。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

個人番号提出時の本人確認書類について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）第16条により、個人番号の提供を受ける際には、なりすましを防止するため、本人確認を行うことが義務付けられています。

本人確認に当たっては、「個人番号確認」と「身元確認」の2つの確認を行う必要がありますので、次の(1)(2)両方の本人確認書類の提出をお願いします。

(1) 個人番号確認書類 （①～④のうち、いずれか1つ）

- ① 個人番号カード（裏面）
- ② 個人番号通知カード
（注）原則として使用できません。ただし、通知カードの記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）を変更すべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合、またはデジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）以前に通知カードの変更手続が完了している場合に限り、個人番号カードの写しの代わりに通知カードの写しを添付することができます。
- ③ 個人番号が記載された住民票の写し（市町村発行の原本）
- ④ 個人番号が記載された住民票記載事項証明書

<提出方法>

- ・①個人番号カード（裏面）又は②個人番号通知カードは、コピーを貼付台紙（第2号様式）に貼り付けて提出してください。
- ・①個人番号カード（裏面）又は②個人番号通知カードのコピーが提出できない場合は、③個人番号が記載された住民票の写し（市町村発行の原本）又は④個人番号が記載された住民票記載事項証明書を、貼付台紙（第2号様式）と併せて提出してください。

(2) 身元確認書類 （①～③のうち、いずれか1つ）

- ① 個人番号カード（表面）
- ② 官公署発行・発給の写真付き証明書等 1つ （運転免許証、旅券等）
- ③ 官公庁発行の写真なし証明書等 2つ （公的医療保険の被保険者証と年金手帳等）

【参考】身元確認書類一覧

○官公署発行・発給の写真付き証明書等（上記②に該当。いずれか1つ提出）

「運転免許証」、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）」、「旅券」、「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」、「在留カード」、「特別永住者証明書」、「船員手帳」、「狩猟・空気銃所持許可証」、「電気工事士免状」、「宅地建物取引士証（宅地建物取引主任者証）」、「無線従事者免許証」、「税理士証票」、「戦傷病者手帳」、「写真付き身分証明書」、「写真付き学生証」、「写真付き社員証」 など

○官公庁発行の写真なし証明書等（上記③に該当。いずれか2つ提出）

「国民健康保険被保険者証」、「健康保険被保険者証」、「船員保険被保険者証」、「後期高齢者医療被保険者証」、「介護保険被保険者証」、「健康保険日雇特例被保険者手帳」、「国家公務員共済組合組合員証」、「地方公務員共済組合組合員証」、「私立学校教職員共済制度の加入者証」、「国民年金手帳」、「児童扶養手当証書」、「特別児童扶養手当証書」、「生活保護受給者証」、「恩給の証書」、「印鑑登録証明書(※)」、「戸籍附票の写し（謄本もしくは抄本）(※)」、「住民票の写し(※)」、「住民票記載事項証明書(※)」、「身分証明書(写真なし)」、「学生証(写真なし)」、「社員証(写真なし)」 など

<提出方法>

- ・それぞれコピーを貼付台紙（第2号様式）に貼り付けて提出してください。
- ・※については、市区町村から発行された日から6ヶ月以内の原本を、貼付台紙（第2号様式）と併せて提出してください。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

個人番号カード（写）等貼付台紙兼同意書

山梨県教育委員会教育長 殿

県立高等学校等1人1台端末購入支援事業給付金認定申請のため、個人番号を提出します。また、本給付金事務を処理するために前年度の地方税関係情報を取得することに同意します。

令和 年 月 日

保護者等氏名 印

注）保護者等全員分を提出してください（保護者等が2名いる場合は2枚必要になります）。

個人番号 確認書類	個人番号	保護者等の 個人番号カード（裏面） 写し貼付欄 《通知カードは原則として使用できません。》 ただし、（注）に該当する場合は使用できます。 個人番号が記載されている面を上にして、 貼り付けてください。
	氏名	
	生年月日	
	（西暦） 年 月 日	
身元 確認書類	保護者等の 個人番号カード（表面）又は運転免許証等※ コピー貼付欄 ※官公署発行・発給の<u>写真付き証明書等の場合は1つ</u>（運転免許証、旅券等） 官公庁発行の<u>写真なし証明書等の場合は2つ</u>（公的医療保険の被保険者証と年金手帳等） 詳細は裏面をご確認ください。	
備考		

（注）通知カードの記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）を変更すべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合、または、デジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）以前に通知カードの変更手続が完了している場合に限り、個人番号カードの写しの代わりに通知カードの写しを添付することができます。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

個人番号提出時の本人確認書類について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）第16条により、個人番号の提供を受ける際には、なりすましを防止するため、本人確認を行うことが義務付けられています。

本人確認に当たっては、「個人番号確認」と「身元確認」の2つの確認を行う必要がありますので、次の(1)(2)両方の本人確認書類の提出をお願いします。

(1) 個人番号確認書類 （①～④のうち、いずれか1つ）

① 個人番号カード（裏面）

② 個人番号通知カード

（注）原則として使用できません。ただし、通知カードの記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）を変更すべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合、またはデジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）以前に通知カードの変更手続が完了している場合に限り、個人番号カードの写しの代わりに通知カードの写しを添付することができます。

③ 個人番号が記載された住民票の写し（市町村発行の原本）

④ 個人番号が記載された住民票記載事項証明書

<提出方法>

・①個人番号カード（裏面）又は②個人番号通知カードは、コピーを貼付台紙（第2号様式）に貼り付けて提出してください。

・①個人番号カード（裏面）又は②個人番号通知カードのコピーが提出できない場合は、③個人番号が記載された住民票の写し（市町村発行の原本）又は④個人番号が記載された住民票記載事項証明書を、貼付台紙（第2号様式）と併せて提出してください。

(2) 身元確認書類 （①～③のうち、いずれか1つ）

① 個人番号カード（表面）

② 官公署発行・発給の写真付き証明書等 1つ （運転免許証、旅券等）

③ 官公庁発行の写真なし証明書等 2つ（公的医療保険の被保険者証と年金手帳等）

【参考】身元確認書類一覧

○官公署発行・発給の写真付き証明書等（上記②に該当。いずれか1つ提出）

「運転免許証」、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）」、「旅券」、「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」、「在留カード」、「特別永住者証明書」、「船員手帳」、「狩猟・空気銃所持許可証」、「電気工事士免状」、「宅地建物取引士証（宅地建物取引主任者証）」、「無線従事者免許証」、「税理士証票」、「戦傷病者手帳」、「写真付き身分証明書」、「写真付き学生証」、「写真付き社員証」など

○官公庁発行の写真なし証明書等（上記③に該当。いずれか2つ提出）

「国民健康保険被保険者証」、「健康保険被保険者証」、「船員保険被保険者証」、「後期高齢者医療被保険者証」、「介護保険被保険者証」、「健康保険日雇特例被保険者手帳」、「国家公務員共済組合組合員証」、「地方公務員共済組合組合員証」、「私立学校教職員共済制度の加入者証」、「国民年金手帳」、「児童扶養手当証書」、「特別児童扶養手当証書」、「生活保護受給者証」、「恩給の証書」、「印鑑登録証明書(※)」、「戸籍附票の写し（謄本もしくは抄本）(※)」、「住民票の写し(※)」、「住民票記載事項証明書(※)」、「身分証明書（写真なし）」、「学生証（写真なし）」、「社員証（写真なし）」 など

<提出方法>

・それぞれコピーを貼付台紙（第2号様式）に貼り付けて提出してください。

・※については、市区町村から発行された日から6ヶ月以内の原本を、貼付台紙（第2号様式）と併せて提出してください。

口座振込依頼書

令和 年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

郵便番号
住 所
申請者氏名
電話番号 ()

印

県立高等学校等1人1台端末購入支援事業給付金が認定された場合は、次により振り込んでください。

- 注 意
- 1 給付金の受領口座は、申請者（保護者等）本人名義の口座とすること
 - 2 店名・口座番号等の内容が確認できるもの（通帳の写し等）を添付すること

振込先 金融機関名	銀行 金庫 農協 組合							支店 出張所 所 店
金融機関コード					支店コード			
預貯金種別 (どちらかに○)	普通預金 ・ 当座預金							
口座番号								
フリガナ								
口座名義人								

通帳
金融機関名・口座番号・名義人が分かるもの貼付け欄